



# デジタル原則に照らした規制の一括見直しについて

令和 5 年 1 0 月 4 日  
総務省情報流通行政局郵政行政部  
信 書 便 事 業 課

# 構造改革のためのデジタル原則の策定

- 我が国では、少子高齢化が進む中で、今後、あらゆる産業・現場における人手不足の進行が予想される。こうした社会課題を解決するには、あらゆる分野でのデジタル化の推進が不可欠である。他方、我が国の社会制度やルールにおいて、アナログ的手法を前提とした「アナログ規制」が広く浸透しており、「デジタル化」を阻む大きな要因となっている。
- 日本社会の構造を大胆に改革していくために、デジタル改革、行政改革、規制改革の三位一体の改革を通じた真の構造改革が必要との観点から、デジタル臨時行政調査会は、令和3年12月、我が国がデジタル化を図っていく上での指針となるべき「構造改革のためのデジタル原則」を策定し、当該原則に適合したデジタル社会の実現を目指して取り組むこととしている。

## 構造改革のためのデジタル原則

### ① デジタル完結・自動化原則

書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。

### ② アジャイルガバナンス原則(機動的で柔軟なガバナンス)

一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。

### ③ 官民連携原則(GtoBtoCモデル)

公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。

### ④ 相互運用性確保原則

官民でデータを適切に共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。

### ⑤ 共通基盤利用原則

ID、ベース・レジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

# デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランの決定

- 令和4年6月、デジタル臨時行政調査会は、我が国がデジタル化を図っていく上での指針となるべき「構造改革のためのデジタル原則」に沿って、デジタル改革、行政改革、規制改革を計画的かつ効果的に進めるため、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を決定した。
- これと並行して、調査会では、代表的なアナログ規制である7項目（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、対面講習規制、書面掲示規制、往訪閲覧縦覧規制）に該当するアナログ行為を求める場合があると解される法令等の規定を洗い出し、一つ一つの規制について「構造改革のためのデジタル原則」への適合性について点検を行った。

## (参考) 代表的なアナログ規制である7項目

目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

- このうち、信書便事業に関する法令等の点検を行った結果、次ページ以降に記載するものが見直しの対象としてリストアップされたところ。現在、デジタル社会にあった規制・制度に向けて、法令等の見直しを検討・実施しているところ。

# 信書便事業に係るアナログ規制及び見直しの状況①

## 1. 料金等の掲示【書面掲示規制】

- ◎ 一般信書便事業者においては、現行の信書便法第18条に基づき、料金、信書便約款、その他総務省令で定める事項を営業所において掲示する義務が課されている。
  - ⇒ 令和5年6月14日、政府においてはデジタル庁が取りまとめを行い、他法令における類似規定との一括法(デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律)が成立(令和5年6月16日公布)。一般信書便事業者に関しては、営業所における掲示に加えインターネットでこれらの事項を閲覧できるようにする義務を課されたところ(併せて罰則規定も改正)。
  - ⇒ インターネットでの閲覧方法について、令和5年9月28日から同年10月27までの間意見募集を行い、令和5年12月末までに、主務省令(信書便法施行規則)を改正予定(令和6年4月1日施行予定)。  
信書便法施行規則の改正案は参考1
- ◎ 特定信書便事業者においては、現行の標準信書便約款等に基づき、特定信書便役務の提供区域、受付日時、信書便物の大きさ及び重量の制限並びに料金表を営業所の店頭に掲示することとされている。
  - ⇒ 特定信書便事業者に関しては、インターネットでの閲覧の用に供することでも可とする旨、標準信書便約款を改正する方向で検討中(情報通信行政・郵政行政審議会諮問事項)。また、標準信書便約款以外の信書便約款の記載例にも反映予定。

# 信書便事業に係るアナログ規制及び見直しの状況②

## 2. 信書便管理者の選任 【常駐・専任規制】 措置済み

◎ 一般信書便事業者及び特定信書便事業者は、信書便法施行規則第31条に基づき、信書便管理規程の認可を受ける際には、同規程に信書便管理者の事業場ごとの選任及びその具体的な職務の内容を記載することとされている。

⇒ 令和5年9月、信書便管理規程の記載例を変更し、信書便管理者は、必ずしも専任であることを要しない旨、オンライン会議システム等の情報通信技術を利用した方法(動画、画像、データ等による情報収集等)により、その職務を遂行できるときは、必ずしも事業場への常駐を要しない旨を明確化した。

信書便管理規程の記載例の新旧対照表は参考2、変更後の信書便管理規程の記載例は参考3

## 3. 意見の聴取において作成した調書の閲覧 【往訪閲覧縦覧規制】 措置済み

◎ 信書便法の規定による処分又はその不作為について審査請求がなされた場合、信書便法第40条に基づき、審査請求人に対してなされた意見の聴取に際して作成された調書について、審査請求人又は代理人は閲覧することができる(信書便法施行規則第46条)。

⇒ 令和5年9月、総務省内において、インターネットの利用その他の方法による閲覧に留意する旨を明示した通達を発出。

## 4. 立入検査 【目視規制】 措置済み

◎ 総務大臣は、現行の信書便法第37条において、一般信書便事業者又は特定信書便事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができることとなっている。

⇒ 令和5年3月、総務省内において、検査等の実施について、オンライン会議システム等の情報通信技術を利用した方法(動画、画像、データ等による情報収集等)を許容する旨を明示した通達を発出。